

訴えられてからでは間に合わない！  
たった3時間で、労働トラブルから  
会社を守るためのノウハウがマスターできる！

# 労働トラブル

労働トラブル、一発解決セミナー

一

# 発解決



OR



セミナー参加者全員にプレゼント！

- セミナー参加者全員に左の「就業規則10の落とし穴・10の知恵」「社会保険料削減10の知恵」のどちらかご希望の冊子をプレゼントいたします。
- 一般の書店では売っていない**非売品**です！



【講師】 高 正樹 (たかまさき)

- 社会保険労務士 (広島県社会保険労務士会所属)
- 行政書士 (広島県行政書士会所属)
- 国際企業存続コンサルタント (広島県支部常任理事)
- 賞金年金コンサルタント (広島県支部常任理事)

社会保険労務士として、数々の労働トラブルを解決してきたプロのノウハウを分かり易く講義。  
高校卒業後、中国化薬業に入社。本社総務課で人事・労務関係業務に携わりながら、在職中に行政書士と社会保険労務士の資格を取得。平成11年8月に高労務管理事務所を創業。平成18年1月には土業としての専門ノウハウを活用し、コンサルティング会社(現:経営・法務サポート㈱)を設立(併設)。セミナー・講演会・勉強会などの講師の実績は豊富で、熱い講義でありながら、誰にでも分かり易い講義には定評がある。

日時 平成22年 **3月30日(火)** 13:40 ~ 16:40

場所 **RCC文化センター** 6階B4

広島市中区橋本町5-11 TEL.(082)222-2277

受講資格 **株式会社・有限会社の代表取締役 または 取締役の方** (代理出席はお断り致します。)

※社会保険労務士事務所の方の参加はお断りいたします。

参加費 お1人様 **5,000円** (税込み)

定員 **先着30名様**

締切り 2月26日(金)

お問合せ先 **経営・法務サポート株式会社** ☎ 0120-963-763

主催 経営・法務サポート株式会社  
共催 高 労 務 管 理 事 務 所

◎ セミナー内容の一部をご紹介します！

Ⅱ 残業代のトラブル解決編 Ⅱ

● 「未払い残業代の請求」問題を完全解決！

従業員が退職する際に●●●をする事によって、退職後の未払い残業代の請求を防ぐ方法があります。

● 固定残業手当で予算を解決！

固定残業手当を使って予算内に残業手当を抑えるテクニックがあります。

● 賞与で残業代を支払っても大丈夫！？

通常、労働基準法では違法とされる賞与による残業手当の支給を合法的に支払う方法があります。

● 実は払いすぎている！休日勤務手当を適正化する方法！

休日と休暇の定め方で残業単価を適正なものにし、余計に休日勤務手当などを支払わなくてよくする方法があります。

Ⅱ 退職・解雇のトラブル解決編 Ⅱ

● 退職時の引継ぎ問題を解決！

引き継ぎ無し、有給休暇を取得、そのまま退職されてしまう事防ぐ方法があります。

● 長期無断欠勤者の問題を解決！

長期無断欠勤者を解雇する事なく辞めさせる方法があります。

● 整理解雇による法的トラブルを防ぐ！

整理解雇をする事になった際に法的トラブルを起こさないための「整理解雇4要件」があります。

● 退職した従業員による企業秘密の漏洩を防ぐ！

退職後、企業秘密を持ってライバル企業に就職する事防ぐ方法があります。

Ⅱ 労働トラブルになった後の解決編 Ⅱ

● ここが狙われる！労働基準監督署「最近の調査4大ポイント」

労働基準監督署の調査の種類と「最近の調査4大ポイント」をお教えします。

● 未払い残業代を支払わずに解決！？

従業員に残業代を支払っていないのは違法であるとして労働基準監督署からは正勧告を受けた。違法性をなくし、残業代を支払わなくてよくする方法があります。

● 「不当解雇」問題を解決！

解雇した社員が「不当解雇」であるとして、連合ユニオン（個人で加入できる労働組合）に加入し「団体交渉」を求めてきた場合の対策があります。

◎ できる社長のための人事・労務情報



ご存知の方も多いとは思いますが、消費者金融業者などに対して「過払い金の請求」が数多く行われています。まさに「過払い金の請求ブーム」です。

そして、次に到来するのが、「未払い残業代の請求ブーム」です。会社（経営者）が標的になるのです。

現在のような経済状況下であれば、労働者も生活をかけて必死ですので、いつ「未払い残業代の請求ブーム」が来ても不思議ではありません。



労働トラブルへの対応は時間・労力・お金がかかります。

その作業による会社の売上アップや経費の削減は望みません。

ただの無駄な作業で、会社に残るのはマイナスだけです。

本セミナーでは人事・労務に対する、「会社のリスク回避」と「会社の損失最少化」に的を絞り3時間にギュッと詰め込んだ目からウロコのノウハウをお話し致します。



「未払い残業代の請求ブーム」に対抗できるようにする

ためにも、また、労働トラブルが起きて後悔しないようにするためにも、その対策を知っておいては如何でしょうか？

■ 参加申込書

プレゼント希望の冊子をどちらかお選び下さい。⇒ **A** 「就業規則 10 の落とし穴・10 の知恵」 **B** 「社会保険料削減 10 の知恵」

会社名		業種	
所在地		TEL	
Eメール		FAX	
参加者	役職 / 氏名 /		

FAX 0120-963-767 (送信無料・24時間受付中)